

# 品川区訪問型ヤングケアラー生活・学習支援事業実施要綱

制定 令和6年4月1日 区長決定要綱第383号

## (目的)

第1条 この要綱は、ヤングケアラーに対し、ヤングケアラーを支援する者（以下「支援者」という。）を派遣し、生活支援および学習支援を行う品川区訪問型ヤングケアラー生活・学習支援事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、ヤングケアラーの負担を軽減することを目的とする。

## (定義)

第2条 本事業における「ヤングケアラー」とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する子どもおよび若者のことをいう。

- (1) 本来大人が担うと想定されている家事、育児等を日常的に担う子ども（満18歳に達する日の属する年度の末日までにある者を含む。）
- (2) 病気や障害がある家族のために、家事ならびに家族の世話および介護等のサポートを日常的に担っている30代までの若者

## (対象世帯)

第3条 本事業の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、品川区内に居住し、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) ヤングケアラーの属する世帯であり、かつ、支援が必要と区長が認める家庭
- (2) 区長が特に支援が必要と認める家庭

## (支援の決定等)

第4条 区長は、本事業の中核となる機関を品川区子ども家庭支援センター（以下「センター」という。）とし、関係機関からの情報提供および情報把握のための訪問の実施により、本事業の実施の必要性があると思われる世帯に関する情報等をセンターに集約するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により情報等を集約した結果、当該対象世帯に本事業を実施する必要があると認めたときは、当該対象世帯ごとに支援計画を策定の上、対象世帯に当該支援計画の内容について説明を行うものとする。
- 3 前項の支援計画の内容に係る説明を受け、支援を受けようとする当該対象世帯は、別に定める生活・学習支援同意書（次項において「同意書」という。）を区長に提出しなければならない。
- 4 区長は、前項の規定による同意書の提出があったときは、本事業による支援

を決定する。

(本事業の内容等)

第5条 本事業の内容は、対象世帯に支援者を派遣し、次に掲げる支援のうち区長が必要と認めるものを提供することとする。

- (1) 訪問型生活・学習支援
- (2) 体験型学習イベント
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる支援

2 区長は、前項の規定にかかわらず、対象世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、支援者を派遣しないことができる。

- (1) 対象世帯に属する者が感染のおそれのある伝染性疾患者である場合
- (2) その他支援することが適当でないと認められる場合

3 区長は、生活・学習支援時に対象世帯の状況確認を行う。

4 本事業は、本事業を担える事業者に委託して実施するものとする。

(支援の記録)

第6条 区長は、本事業の実施にあたり、対象世帯台帳を整備し、生活・学習支援の記録を作成するものとする。

(世帯状況の申告)

第7条 対象世帯は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに区長に申告しなければならない。

- (1) 対象世帯が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 対象世帯に属する世帯員の氏名または住所を変更したとき。
- (3) 家庭状況の変化その他支援計画を変更すべき事由が生じたとき。

(支援終了の決定)

第8条 区長は、支援を決定した対象世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、支援を終了する。

- (1) 第3条に規定する対象世帯でなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が認めるとき。

(費用負担)

第9条 本事業の実施に要する費用は、区が負担する。

(守秘義務)

第10条 本事業の業務に従事する者は、業務を行うにあたり当該家庭に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、子ども未来部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。